

別紙2 岩手県フットボールセンター利用調整内規

◆利用にあたっての優先順位

順位	主たる行事内容及び団体
1	岩手県サッカー協会（委員会）が主催・共催・後援・主管をする事業
2	公共団体が主催するサッカーに関する事業
3	各種団体が主催するサッカーに関する事業
4	その他競技団体が主催する事業

◆先行調整

毎年1月に協会種別委員会及び紫波町（教育委員会・体育協会）から利用申込書を受付し、調整会議を行う。その際次の点を考慮する。

- (1) 毎月第4土日は技術委員会が主催するトレセンデーとする。
- (2) 月に1回程度土日を紫波町または一般に開放する（紫波町との覚書）
- (3) 県協会主催事業
- (4) 傘下の各連盟主催事業
- (5) 活動拠点をもたないキッズ及び4種の事業

なお、先行調整の結果は内定とし、一般利用と同様に利用月の2ヶ月前から正式な利用申込とし決定とする。

同一順位の場合で申込みが重複している場合は話し合いにより調整する。なお、申込みに当たっては、事前に同一種別内で調整の上一本化してから提出すること。

◆料金の減免について

幼稚園、保育園、小学校及び中学校等が学校行事などで平日日中に利用する場合は、別紙様式3の減免申請書を提出し、許可を受けることにより利用料を減免する。